

第6章

みやざき県民の住みよい環境 の保全等に関する条例の概要

第6章 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の概要

1 特定施設と設置者等の義務

みやざき県民の環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法とは別に表21及び表22に示す4種類の特定施設（ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設に係る施設）を定めて規制を行っています。これらの施設についても、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設と同様に届出義務、基準遵守義務があります。

2 届出の方法

ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設を設置または設置しようとする事業者は、表23の届出をしなければなりません。それぞれ届出の期限がありますので厳守してください。また届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、罰せられることもありますので注意してください。

届出書の作成要領及び提出先は、大気汚染防止法の場合と同じ（P14～15）ですので、そちらを参考にしてください。

3 基準の遵守

ばい煙発生施設については表21に示す規制基準、一般粉じん発生施設については表22に示す構造並びに使用及び管理に関する基準が定められていますので、その基準を遵守してください。規制基準に適合しないばい煙を排出したり（排出するおそれのある場合を含む。）、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守していないと認められる場合には、行政処分や罰則を受けることがあります。また周囲から苦情を受けないよう十分留意してください。

表21 ばい煙発生施設及び規制基準

(みやぎ県民の環境の保全等に関する条例施行規則別表第4、別表第5及び別表第6)

施設の種類	規模	規制基準
乾燥炉（銅、鉛又は亜鉛の精錬又はトリポリリン酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する乾燥炉をく。）	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	硫酸酸化物（K値） 延岡市の区域…8.76 日向市の区域…14.5 その他の区域…17.5 *延岡市、日向市は昭和51年12月1日における行政区画とする。 ばいじん 骨材乾燥炉…0.50g/m ³ その他の乾燥炉…0.20g/m ³ 窒素酸化物 230g/m ³

表22 一般粉じん発生施設及び構造並びに使用及び管理に関する基準

(みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第2及び別表第8)

項番号	施設の種類	規模	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	ベルトコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が50センチメートル以上75センチメートル未満であること。	粉じんが飛散するおそれがある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が37.5キロワット以上75キロワット未満であること。	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

表23 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の届出一覧表

届出書の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	条例条文
ばい煙発生施設設置 (使用、変更)届出書 (様式第3号)	(設置届) ばい煙発生施設を設置しようとする場合	設置の60日前 までに届出	条例第20条 第1項
	(使用届) 一の施設がばい煙発生施設となった際、現 にその施設を設置(工事中を含む。)して いる場合(新たに規制の対象になった場合)	ばい煙発生施 設となった日 から30日以内 に届出	条例第21条 第1項
	(変更届) 設置(使用)届出を行った者が、ばい煙発 生施設の構造、使用の方法及びばい煙の処 理の方法を変更しようとする場合	変更の60日前 までに届出	条例第22条 第1項
氏名(名称、住所、所 在地)変更届出書 (様式第4号)	設置(使用)届出を行った者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあってはその代表 者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在 地に変更があった場合	変更した日か ら30日以内に 届出	条例第25条 条例第35条 第1項
特定施設使用 廃止届出書 (様式第5号)	設置(使用)届出がなされた特定施設の使 用を廃止した場合	使用を廃止し た日から30日 以内に届出	条例第25条 条例第35条 第1項
承継届出書 (様式第6号)	設置(使用)届出を行った者から、その届 出に係る特定施設を譲り受け、借り受け、 相続又は合併によって、その地位を承継し た場合	承継があった 日から30日以 内に届出	条例第26条 第3項 条例第35条 第1項
一般粉じん発生施設設 置 (使用、変更)届出書 (様式第8号)	(設置届) 一般粉じん発生施設を設置しようとする場 合	工事着工前ま でに届出	条例第31条 第1項
	(使用届) 一の施設が一般粉じん発生施設となった 際、現にその施設を設置(工事中を含む。)し ている場合(新たに規制の対象になった 場合)	一般粉じん発 生施設となっ た日から30日 以内に届出	条例第32条 第1項
	(変更届) 設置(使用)届出を行った者が、一般粉じ ん発生施設の構造並びに使用及び管理の方 法を変更しようとする場合	工事着工前ま でに届出	条例第31条 第3項

- 備考 1 届出書の用紙は、保健所にあります。
 2 届出書等の様式集をダウンロードして使用することもできます。
 3 様式第4～6号は、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設とも同じ様式を使用します。
 4 設置(使用、変更)届出書の添付書類は大気汚染防止法の場合と同じです。

第7章

届出書等の記載例

届出書等の記載例

1) ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書（様式第1）	70
ばい煙発生施設の構造（別紙1）	72
ばい煙発生施設の使用の方法（別紙2）	74
ばい煙の処理の方法（別紙3）	76
2) 工事実施制限の期間短縮願	78
3) 一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書（様式第3）	80
一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに 使用及び管理の方法（別紙2）	82

様式第1

1) ばい煙発生施設設置~~(使用、変更)~~届出書

①

②平成18年 4月 1 日

宮崎県知事 殿

③宮崎市橘通南1丁目2番3号

届出者 宮崎株式会社 印

代表取締役 宮崎 太郎

(〒880-0805 TEL 0985-12-3456)

④

大気汚染防止法第6条第1項~~(第7条第1項、第8条第1項)~~の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	⑤ 宮崎株式会社 延岡工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑥ 延岡市出南町123番地	※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類	⑦ 1項ボイラー	※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備 考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

届出書取扱責任者

所属 ⑧宮崎株式会社 延岡工場 総務課 TEL 0982-12-9376

氏名 日向 次郎

- ① 不用部を抹消してください。
- ② 届出書を提出する日を記入してください。
- ③ 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記入し、押印してください。

なお、法人の場合は、代表者印（登記印）を押印してください。

{

代表権を有しない者を届出者とする場合には、代表者から届出者への委任状を添付してください。

例：工場長を届出者とする場合

- ④ 不用部を抹消してください。

{

設置届出は大气污染防治法第6条第1項、使用届出は同法第7条第1項、変更届出は同法第8条第1項に基づく届出となります。

- ⑤ ばい煙発生施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入してください。

{

とくに2つ以上の工場又は事業場を有する法人（個人）の場合は、〇〇工場、〇〇支店等詳しく記入してください。

- ⑥ 上記⑤の工場又は事業場の所在地を記入してください。

- ⑦ 表1（P9～12）を参考にして、項番号及びばい煙発生施設の種類を記入してください。

（前頁備考1）

例1：11項 乾燥炉

例2：13項 廃棄物焼却炉

{

届出書は、ばい煙発生施設の種類ごとに作成しなければなりません。

したがって、この欄には「11項乾燥炉及び13項廃棄物焼却炉」といった記入はできません。別々に届出書を作成してください。

- ⑧ この届出書の記載内容について照会をすることがありますので、工場又は事業場の届出書の取扱責任者の所属、氏名及び電話番号を記入してください。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号		⑨1号ボイラー	
名称及び型式		⑩呉ボイラーKMH-04A1	
設置年月日		⑪ 年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		⑫平18年5月31日	年 月 日
使用開始予定年月日		⑬平18年6月15日	年 月 日
規 模	伝熱面積 (m ²)	⑭ 22.83	
	燃料の燃焼能力 (重油換算ℓ/h)	⑮ 173.3	
	原料の処理能力 (t/h)	⑯	
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)	⑰	
	変圧器の定格容量 (kVA)	⑱	
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)	⑲	
	焼却能力 (kg/h)	⑳	
	乾燥施設の容量 (m ³)	㉑	
	電流容量 (kA)	㉒	
	ポンプの動力 (kW)	㉓	
	合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)	㉔	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

⑨～⑭について

- ・別紙1には設置しようとするばい煙発生施設について記載します。
- ・設置届出、使用届出の場合は2施設記載できます。
- ・変更届出の場合は、左側に変更前、右側に変更後の内容を記載してください。

変更前の欄には、前回の設置（使用、変更）届出書の内容をそのまま転記してください。

⑨ 工場又は事業場で使用しようとするばい煙発生施設の施設番号を記入してください。
 （特に2施設以上設置する場合は、必ず記入してください。）

⑩ ばい煙発生施設のメーカー名、型式等を記入してください。

⑪～⑬について（前頁備考1）

- ・設置届出の場合には、⑫及び⑬に記入してください。
 - ・変更届出の場合（変更後の欄）は、⑪、⑫及び⑬に記入してください。
- 〔 設置年月日は、設置工事に着手した日になることに注意してください。 〕
 〔 下記変更届出記載例参照 〕
- ・使用届出の場合には⑪に設置工事に着手した日を記入してください。

⑭～⑳について

・表1（P9～12）に規定する規模の項目について記入してください。（前頁備考2）

例：ボイラーは、⑭と⑮に記入。

乾燥炉は、⑮、⑰及び⑱に記入。

廃棄物焼却炉は、⑰と⑳に記入。（バーナーがある場合は⑮も記入）

重油換算は、次により行ってください。

気体燃料16Nm³は、重油10ℓに相当

液体燃料10ℓは、重油10ℓに相当

固体燃料16kgは、重油10ℓに相当

たとえば、木屑80kgを重油換算すると50ℓとなります。

※変更届出記載例

別紙1

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場をにおける施設番号		1号ボイラー（変更前）	1号ボイラー（変更後）
名称及び型式		呉ボイラーKMH-04A	同 左
設置年月日		年 月 日	㊦昭57年4月15日
着手予定年月日		昭57年4月15日	平17年5月 3日
使用開始予定年月日		昭57年5月 1日	平17年6月15日
規	伝熱面積（㎡）	22.83	同 左
	燃料の燃焼能力（重油換算 $\frac{\text{kg}}{\text{h}}$ ）	173.3	190.0

㊦ この欄は当初の設置年月日を記入すること。又、設置届出の際、工事実施制限の期間短縮が認められている場合は着工を認められた日を記入してください。

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		㉕ 1号ボイラー	
使用状況	1日の使用時間 及び月使用日数等	㉖ 6時～ 18時 12時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
	季節変動	㉗ なし	
	原材料	㉘	
(ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類	㉙	
	使用割合	㉚	
	原材料中の成分割合 (%)	㉛ いおう分 カドミウム分 鉛分 弗素分	いおう分 カドミウム分 鉛分 弗素分
	1日の使用量	㉜	
燃料又は電力	種類	㉝ A重油	
	燃料中の成分割合 (%)	㉞ 灰分0.003 いおう分0.912 窒素分0.01	灰分 いおう分 窒素分
	発熱量	㉟ 10340kcal/kg	
	通常の使用量	㊱ 138.7 $\frac{kg}{h}$	
	混焼割合	㊲ 専焼	
排出ガス量 (Nm ³ /h)	湿り	㊳ 最大 1907 通常1526	最大 通常
	乾き	㊴ 最大 1732 通常1386	最大 通常
排出ガス温度 (°C)		㊵ 260	
排出ガス中の酸素濃度 (%)		㊶ 3.7	
ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm ³)	㊷ 最大0.2 通常0.1	最大 通常
	いおう酸化物 (容量比ppm)	㊸ 最大580 通常580	最大 通常
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	㊹ 最大 通常	最大 通常
	塩素 (mg/Nm ³)	㊺ 最大 通常	最大 通常
	塩化水素 (mg/Nm ³)	㊻ 最大 通常	最大 通常
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm ³)	㊼ 最大 通常	最大 通常
	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	㊽ 最大 通常	最大 通常
	窒素酸化物 (容量比ppm)	㊾ 最大170 通常150	最大 通常
ばい煙量	いおう酸化物 (Nm ³ /h)	㊿ 最大1.0 通常0.8	最大 通常
参考事項	㊿		

備考 1 原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。

2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。

4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン又はディーゼル機関については、常用又は非常用（専ら非常時において用いられるものをいう。）の別を明らかにすること。

㉔～㉙について

- ・別紙2には、ばい煙発生施設の使用方法について記載します。
- ・設置届出、使用届出の場合は2施設記載できます。
- ・変更届出の場合は、左側に変更前、右側に変更後の内容を記載してください。

変更前の欄には、前回の設置（使用、変更）届出書の内容をそのまま転記してください。

㉚ 別紙1の㉑と同じものを記入してください。

㉛、㉜について

- ・ばい煙発生施設の使用状況を記入してください。

㉝～㉟について

- ・ばい煙の発生に影響がある原材料がある場合に、記入してください。（前頁備考1）

例：鉄鉱石、原料炭等

（廃棄物焼却炉の場合は、廃棄物の成分及び処理量について記入してください。）

㉡～㉣について

- ・使用する燃料について、分析表（表3の添付書類、P14）をもとに記入してください。（前頁備考1）

㉤ 通常の使用状況における燃料使用量を記入してください。

㉥ 使用する燃料が1種類の場合は専焼、2種類以上の場合はその混焼割合を記入してください。

㉦～㉨について

- ・メーカーに問い合わせるか、または、ばい煙量等の計算書をもとに記入してください。

㉩～㉭について

- ・排出基準が適用される項目（表6、P18）について、必ず記入してください。

㉪及び㉫については、ばい煙量等の計算書により記入し、他の項目についてはメーカーに問い合わせるか記入してください。（前頁備考2、3）

㉮ 前頁備考4の内容のほか参考となる事項について記入してください。

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号				㉑			
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号				㉒ 1号ボイラー			
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式				㉓			
設置年月日				㉔ 年 月 日		年 月 日	
着手予定年月日				㉕ 平18年5月31日		年 月 日	
使用開始予定年月日				㉖ 平18年6月15日		年 月 日	
処理能力	排出ガス量	(Nm ³ /h)	最大	㉗			
			通常	㉘			
	排出ガス温度	(℃)	処理前	㉙			
			処理後	㉚			
	ばい煙の濃度	ばいじん	(g/Nm ³)	処理前	㉛		
				処理後	㉜		
		いおう酸化物	(容量比 ppm)	処理前	㉝		
				処理後	㉞		
		カドミウム及びその化合物	(mg/Nm ³)	処理前	㉟		
				処理後	㊱		
		塩素	(mg/Nm ³)	処理前	㊲		
				処理後	㊳		
		塩化水素	(mg/Nm ³)	処理前	㊴		
	処理後			㊵			
弗素, 弗化水素及び弗化珪素	(mg/Nm ³)	処理前	㊶				
		処理後	㊷				
鉛及びその化合物	(mg/Nm ³)	処理前	㊸				
		処理後	㊹				
窒素酸化物	(容量比 ppm)	処理前	㊺				
		処理後	㊻				
ばい煙量	いおう酸化物	(Nm ³ /h)	最大	処理前	㊼		
			通常	処理後	㊽		
捕集効率(%)			最大	処理前	㊾		
			通常	処理後	㊿		
			ばいじん	㋀			
			いおう酸化物	㋁			
			カドミウム及びその化合物	㋂			
			塩素	㋃			
			塩化水素	㋄			
			弗素, 弗化水素及び弗化珪素	㋅			
			鉛及びその化合物	㋆			
窒素酸化物	㋇						
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		㋈ 時～時		時～時		
	季節変動		時間/回 回/日 日/月		時間/回 回/日 日/月		
排出口の実高さ		Ho (m)	㋉ 20.00				
補正された排出口の高さ		He (m)	㋊ 20.51				
排出速度		(m/s)	㋋ 3				

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

3 補正された排出口の高さHeは、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。

4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

⑤①～⑤③について

- ・別紙3には、設置しようとするばい煙処理施設について記載します。
- ・設置届出、使用届出の場合は2施設記載できます。
- ・変更届出の場合は、左側に変更前、右側に変更後の内容を記載してください。
変更前の欄には、前回の設置（使用、変更）届出書の内容をそのまま転記してください。
- ・ばい煙処理施設がなく煙突のみの場合は、⑤②、⑤④～⑤⑥、⑤⑨～⑤⑩の欄に記入してください。

⑤① 工場又は事業場で使用しようとするばい煙処理施設の施設番号を記入してください。
(とくに2施設以上設置する場合は、必ず記入してください。)

⑤② 接続しているばい煙発生施設の施設番号(別紙1の⑤⑨と同じもの)を記入してください。

⑤③ ばい煙処理施設のメーカー名、型式等を記入してください。

⑤④～⑤⑥について(前頁備考1)

- ・設置届出の場合には、⑤⑤及び⑤⑥に記入してください。
- ・変更届出の場合(変更後の欄)は、⑤④、⑤⑤及び⑤⑥に記入してください。
- ・使用届出の場合には、⑤④に記入してください。

⑤⑦～⑤⑩について

- ・メーカーに問い合わせ記入してください。
ばい煙発生施設とばい煙処理施設が1対1に対応している場合、⑤⑦と⑤⑧は別紙2の⑤⑦と、⑤⑩は⑤⑨と同じ値になります。

⑤⑪～⑤⑱について

- ・排出基準が適用される項目(表6(P18)及び別紙2の⑤⑪～⑤⑱を参照)について、必ず記入してください。(前頁備考2)
- ・⑤⑪～⑤⑱については、最大値としてください。
- ・⑤⑲、⑤⑳、⑤㉑～⑤㉒及び⑤㉓については、ばい煙量等の計算書より記入し、他の項目についてはメーカーに問い合わせ記入してください。
ばい煙発生施設とばい煙処理施設が1対1に対応している場合、ばい煙の濃度量のうち処理後の値は別紙2の⑤⑪～⑤⑱のばい煙の濃度量(最大)と同じになります。

⑤㉔、⑤㉕について

- ・ばい煙処理施設の使用状況を記入してください。

⑤㉖ 地面からの高さになります。

(地下室や2階に施設を設置する場合は、とくに注意して記入してください。)

⑤㉗、⑤㉘について

- ・ばい煙量等の計算書により記入してください。(前頁備考3)

2) 工事实施制限の期間短縮願

①平成18年4月1日

宮崎県知事

殿

届出者 ②宮崎市橋通南1丁目2番3号

宮崎株式会社

㊦

代表取締役 宮崎 太郎

(〒880-0805 TEL 0985-12-3456)

大気汚染防止法第10条第2項~~(みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第24条第2項)~~に基づき、工事实施制限の期間を下記により短縮くださるようお願いいたします。

工場又は事業場の名称	③宮崎株式会社 延岡工場		※受理番号	
工場又は事業場の所在地	④延岡市出南町123番地		※受理年月日	
ばい煙発生施設の種類	⑤1項ボイラー		※施設番号	
届出工事着手 予定年月日	⑥平18年5月31日	工事着手希望 年 月 日	⑨平18年5月1日	
届出工事完成 予定年月日	⑦平18年6月10日	短縮後工事完成 予定年月日	⑩平18年5月11日	
届出使用開始 予定年月日	⑧平18年6月15日	使用開始 予定年月日	⑪平18年5月16日	
期間短縮を必要とする理由 ⑫ ボイラーの破損により早急に新設する必要が生じたため				

記載責任者	日向 次郎	所属	総務課	電話	0982-12-9876
-------	-------	----	-----	----	--------------

※欄は記入しないこと。

※判定 適・否	理由
------------	----

- ① 届出書を提出する日を記入してください。
- ② 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名を記入し、押印してください。

なお、法人の場合は、代表者印（登記印）を押印してください。

代表権を有しない者を届出者とする場合には、委任状を添付してください。
ただし、ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書に既に添付している場合は必要ありません。

- ③ ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書に記入した工場又は事業場の名称と同じものを記入してください。
- ④ ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書に記入した工場又は事業場の所在地と同じものを記入してください。
- ⑤ ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書に記入したばい煙発生施設の種類と同じものを記入してください。
- ⑥～⑧について
 - ・⑥と⑧は、ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書に記入した日と同じ日を記入してください。また⑦には、この場合の工事完成予定年月日を記入してください。
- ⑨～⑪について
 - ・実際に希望する工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日を記入してください。
- ⑫ 工事に早く着手しなければならない理由を記入してください。

様式第3

3) 一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書

①

②平成18年4月1日

宮 崎 市 長 殿

③ 宮崎市平成町1番2号
届出者 (有)宮崎砕石工業 印
代表取締役 宮崎 次郎
(〒880-0000 TEL0985-12-9876)

④

大気汚染防止法第18条第1項(第18条第3項、~~第18条の2第1項~~)の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	⑤ (有)宮崎砕石工業青江工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑥ 宮崎市青江町123番地	※受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種類	⑦ 2項堆積場	※施設番号	
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり	※審査結果	
		※備考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、函面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

届出書取扱責任者

⑧

所属 庶務課

TEL 0985-12-9876

氏名 小林 花子

- ① 不用部を抹消してください。
- ② 届出書を提出する日を記入してください。
- ③ 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記入し、押印してください。

なお、法人の場合は、代表者印（登記印）を押印してください。

代表権を有しない者を届出者とする場合には、代表者から届出者への委任状を添付してください。
例：工場長を届出者とする場合

- ④ 不用部を抹消してください。
設置届出は大气污染防治法第18条第1項、使用届出は同法第18条の2第1項、変更届出は同法第18条第3項に基づく届出となります。
- ⑤ 一般粉じん発生施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入してください。
とくに2つ以上の工場又は事業場を有する法人（個人）の場合は、〇〇工場、〇〇支店等詳しく記入してください。
- ⑥ 上記⑤の工場又は事業場の所在地を記入してください。
- ⑦ 表16（P47～48）を参考にして、項番号及び一般粉じん発生施設の種類を記入してください。（前頁備考1）

例1：3項 ベルトコンベア

例2：4項 破碎機及び摩砕機

届出書は、一般粉じん発生施設の種類ごとに作成しなければなりません。したがって、この欄には「3項ベルトコンベア及び5項ふるい」といった記入はできません。別々に届出書を作成してください。

- ⑧ この届出書の記載内容について照会をすることがありますので、工場又は事業場の届出書の取扱責任者の所属、氏名及び電話番号を記入してください。

※ 別紙1～4は、一般粉じん発生施設の種類ごとに次のように使い分けてください。

別紙1は、コークス炉用

別紙2は、堆積場用

別紙3は、ベルトコンベア及びバケットコンベア用

別紙4は、破碎機、摩砕機及びふるい用

※ 工事に着手する前に届出書を提出しなければなりませんので、注意してください。

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造 並びに使用及び管理の方法

(変更前)

(変更後)

工場又は事業場における施設番号		⑨ 1号堆積場	1号堆積場	
名称及び型式		⑩ 骨材置場	骨材置場	
設置年月日		⑪ 年 月 日	昭50年5月1日	
着手予定年月日		⑫昭50年5月1日	平18年4月15日	
使用開始予定年月日		⑬昭50年6月1日	平18年4月30日	
規模	面積 (㎡)	⑭ 3,000	4,000	
	堆積能力 (t)	⑮ 6,000	7,000	
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)		⑯ 種類、性状：50mm の粒状砂利60,000	70,000	
使用 及 び 管 理 の 方 法	堆積物がその中に設置されている建築物の概要		⑰	
	散 水	装置の種類・型式・基数	⑱スプリンクラー式 レインバード製30型4基	同 左
		装置の能力 (㎡/h)	⑲25ℓ/h×4基=100ℓ/h	〃
		散水の方法	⑳ 3h/日	〃
	防じんカバーの設置状況		㉑	
	薬 液 散 布	薬液の種類・名称		㉒
		装置の種類・型式・基数		㉓
		装置の能力 (㎡/h)		㉔
		散布の方法		㉕
	締 固 め	装置の種類・型式		㉖
方法		㉗		
そ の 他	方法		㉘	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 ℓ/t）、実施頻度等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

⑨～⑳について

- ・別紙には、構造並びに使用及び管理の方法について記載します。

（ここでは堆積場を例にとり説明していますが、他の一般粉じん発生施設の場合も、ほぼ同様ですので参考にしてください。）

- ・設置届出又は使用届出の場合は左側に記載してください。

（堆積場の場合、数箇所に離れていても一つの工場又は事業場内にあれば原則として1施設とみなしますので、2施設ということはありませんが、他の一般粉じん発生施設の場合は2施設記載できます。）

- ・変更届出の場合は、左側に変更前、右側に変更後の内容を記載してください。変更前の欄には、前回の設置（使用、変更）届出書の内容をそのまま転記してください。

⑨ 工場又は事業場で使用する堆積場の施設番号を記入してください。

（特に2施設以上設置している場合は、必ず記入してください。）

⑩ 名称及び型式等を記入してください。

⑪～⑬について（前頁備考1）

- ・設置届出の場合には、⑫及び⑬に記入してください。
- ・変更届出の場合（変更後の欄）は、⑪、⑫及び⑬に記入してください。
（設置年月日は、設置工事に着手した日になることに注意してください。）
- ・使用届出の場合には、⑪に設置工事に着手した日を記入してください。

⑭、⑮について

- ・面積及び堆積能力を記入してください。

⑯ 堆積場の種類、比重、粒度、水分値及び通常の年間延べ堆積量等についてなるべく詳しく記入してください。（前頁備考2）

⑰～⑳について

- ・これらの対策のうち、少なくとも一つは記入してください。
- ・書ききれないときには、別紙に記入してください。（前頁備考3、4）